

居宅介護支援事業所 事務職員雇用支援補助 Q&A

【問合せ先】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課ケアマネジメント支援担当
連絡先03-5320-4279

【補助対象者について】

Q1: 既に雇用をしている事務職員も補助の対象になりますか。

A1: 補助の対象となります。

Q2: 事務職員を2名雇用をしています。その場合、補助金の交付申請は2名分必要になりますか。

A2: 補助対象経費は事務職員1名分の人件費となります。よって、事務職員を複数雇用している場合は、いずれか1名分を申請してください。

【事務職員の雇用条件について】

Q1:事務職員の勤務場所について、条件はありますか。

A1:事務職員の勤務場所は東京都内に所在し、申請法人が運営する居宅介護支援事業所となります。

Q2: 事務職員が従事する業務について、指定はありますか。

A2: 申請法人が運営する居宅介護支援事業所における**事務業務**となります(専従の事務職員)。
他の業務(職種)と兼務をしている場合は、補助の対象外になります。(役員との兼務の場合は対象になります)

Q3: 事務職員を新たに雇用をする予定ですが、雇用するにあたり条件はありますか。

A3: 新規雇用の場合、雇用の日から起算して原則1年以上当該居宅介護支援事業所に勤務をする見込みがある者となります。
また、雇用するにあたって、常勤、非常勤の指定はありません。

Q4: 事務職員と事業所を運営する法人の役員を兼務する場合、補助の対象となりますか。

A4: 補助の対象となります。
ただし、補助対象経費は事務職員の人件費のみとなるため、事務職員と役員の間を明確に分けた上で申請いただく必要があります。

Q5:市の社会福祉協議会が運営する居宅介護支援事業所に、市役所から出向した職員が事務業務を行っています。その場合も補助の対象となりますか。

A5:区市町村職員の場合は補助の対象となりません。

【補助対象経費について】

Q1: 所定労働時間が9時から17時ですが、業務繁忙期の1ヶ月間は19時まで業務に従事してもらいました。その期間の賃金を含めて申請は可能ですか。

A1: 本事業では所定労働時間を超える労働に対する賃金や手当は補助の対象外としているため、申請額は所定労働時間内の人件費のみとしてください。